

松本 和彦

高等司法研究科・教授

[研究]

本年度は3年計画で遂行予定の科研費基盤研究(C)「国家による環境リスク規制の限界とその克服可能性」の初年度であった。以前より、憲法と環境法の2つの法領域を架橋する研究を継続しているが、これもその一環である。本年度は、環境リスクの中でも原子力リスクとアスベスト・リスクを主として取り上げ、法的対処のあり方を憲法学と環境法学の両面から検討する研究を行った。その成果は、学会報告やシンポジウム報告として公表したほか、学会誌や専門誌に論文の形にしたものを掲載した。また、台湾の環境法学会からの招きで、日本の憲法と環境法の最新の問題を講演する機会を得たが、第一弾として、年度末に「一票の較差」問題を扱う研究報告を行った。さらに、昨年度から継続している環境省の請負調査である環境権研究をまとめ上げ、その成果を掲載した調査報告書を提出した。これまでもドイツの憲法 環境法理論を摂取し、日本法との比較検討に努めてきたが、上記の環境権研究では、日本とドイツの環境権比較を試みている。

[教育]

高等司法研究科においては憲法と環境法、法学研究科においては環境法、法学部においては憲法とフレッシュマン・セミナーの授業を担当した。研究面のみならず、教育面においても、憲法と環境法という異なる分野の推進に力を尽している。特に高等司法研究科の授業にあたっては、毎回、TAとともに授業の事前・事後に検討会、事後に反省会を行って、教育内容の改善に努めている。幸い、高等司法研究科での学生アンケートの結果はおおむね好評であり、「憲法応用」では優秀教員表彰を受けた。法学部で担当したフレッシュマン・セミナーでは、学部1年生を対象に、憲法判例を素材にして、ディベート形式の授業を行ったのであるが、基礎知識に乏しい学部1年生であっても、段階を追って訓練すれば、素晴らしいディベートを披露できることが確認できた。このような授業形式の可能性を確認できたことも、今年度の収穫である。

[管理運営]

高等司法研究科と法学研究科で構成している国際交流室及び研究推進室において、室員として活動した。国際交流室員としては、ベルリン自由大学法学部との学術交流を仲介し、全学国際交流委員会のパイプ役を務めた。また、研究推進室員としては、高司側責任者として、ランチ・ミーティングの開催の手配をした。他に、学内委員として、全学国際交流委員会委員を務めた。

[社会貢献]

大阪市の情報公開審査会では審査会会長として、高槻市の情報公開審査会では会長代理として、情報公開条例の運用に携わった。また、国家公務員総合職試験の考査委員として、試験問題の作成に協力した。環境省における「憲法改正を契機とした環境権規定のあり方」を検討する研究会において、専門的見地から意見を開陳した。他に、公務員研修等において専門的知識を教授した。